

給水課からの連絡事項

平成25年7月

- 給水装置工事に関して、期限のあるものは、必ず期限内にお願いします。
 - (1) 加入金及び手数料の納入通知書の納期限は納付書発行後20日以内です。
和歌山市内に本支店のある金融機関（郵便局を除く）で、納期限内にお支払いください。
まれに、納入期限内に納入されない場合が見受けられますので、納入期限を厳守するようお願いいたします。
給水装置工事申込は現場の進捗及び申込者の意向を考慮し、適切な時期に行ってください。
 - (2) 給水装置工事着手届出書の提出期限は給水装置工事許可書交付後30日以内です。
 - (3) 完成届出書は設定した工期にかかわらず、工事完成後15日以内に提出してください。
なお、日頃より給水装置工事完成届の提出期限厳守を指導しておりますが、再三の注意にもかかわらず、改善の様子がない指定給水装置工事事業者があり、当課として事務に支障をきたしています。平成25年7月から給水課前掲示板に貼り出している文書を次ページに添付いたしますので厳守願います。
- 貯水槽水道の法的なきまりについて、「貯水槽水道の管理について」（別紙）としてまとめています。貯水槽水道を設置する給水装置工事の際には、設置者に対して必ず管理義務等の説明をお願いします。
- 国道占用許可を受ける場合は、事前調査後、給水課国道占用申請担当者と十分に協議し、申請を行うこと。その際に、申請書類一式をPDFファイルに変換したものが必要です。
なお、国道占用許可が下りるまで1ヶ月程度の期間を要するため、十分余裕を持ったうえで申請してください。
- 開発地等の一部先行工事後の2次側申請において、場所を間違えて申請してくることがあります。メーター貸出し後は、工事の取消しが出来なくなり加入金もお返しできなくなりますので注意して申請してください。メーター取付前に、もう一度間違いがないか確認するようお願いいたします。

平成25年7月3日

完成届出書の提出について

和歌山市指定給水装置工事事業者様

給水課長

平素は和歌山市水道事業にご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

標記の件につきまして、一部の和歌山市指定給水装置工事事業者から完成届出書の提出が滞り、事務に支障をきたしている状況であります。

完成届出書を提出せず放置していることは、厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準から逸脱する行為であり、水道法第二十五条の十一に基づき指定取消処分となる案件です。指定給水装置工事事業者適合審査委員会に諮り、指定取消処分・指定停止処分を行なうことも検討する状況になっておりますので該当する和歌山市指定給水装置工事事業者様は早急に対処してください。